

平成 22 年 12 月 20 日

有効期限の記載のない
共通食事券 すし券をお持ちのお客様へ

全国すし商生活衛生同業組合連合会

「旧・共通食事券すし券」払戻しのお知らせ(要領)

平素から当連合会加盟店をご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではございますが、当連合会傘下の各組合では、2002年3月31日まで発行しておりました、「旧・共通食事券 すし券(※有効期限の記載のない券)」について、資金決済に関する法律第20条1項及び前払式支払手段に関する内閣府令第41条の規定に基づき、払戻しを行います。

お手数ではございますが、下記の未使用の「旧・共通食事券 すし券」(以下「旧すし券」という)をお持ちのお客様は、払戻しのお申出期間内(2010年12月20日(月)~2011年2月28日(月))にお申出をいただきますよう、お願い致します。

お客様には、大変ご迷惑お掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

払戻しの対象となる「旧すし券」



(1)払戻しのお申出期間

2010年12月20日(月)~2011年2月28日(月) ※当日消印有効

(2)払戻しのお申出方法

「払戻し申込書」に下記の必要事項をご記入の上、「払戻し申込書」とお手持ちの未使用の「旧すし券」を一緒に同封して、必ず発行元の組合へ簡易書留郵便でご郵送してください。

尚、「払戻し申込書」は、最後のページにあります。

<「払戻し申込書」にご記入いただく必要事項>

- ①同封される「旧すし券」に記載されている発行元の組合の都道府県名
- ②お客様のご住所・お名前・日中連絡可能なご連絡先のお電話番号
- ③払戻しの申込枚数と合計金額
(ご同封いただく未使用の「旧すし券」の枚数とその合計金額)
- ④ご希望される払戻しの方法(現金又は有効期限付きすし券)

※「旧すし券」が数枚お手元にあり、発行元の組合が異なる場合には、それぞれの発行元の組合に簡易書留郵便でご郵送して下さい。

(3) 払戻しの方法

「払戻し申込書」と「旧すし券」が到着後、内容に不備がない場合には、現金または相当額の新券(有効期限付き)と、ご負担頂いた郵送料を含めて現金書留にて返送致します。

払戻し申込み後のキャンセル等には応じかねますのでご了承下さい。

尚、多数のお申出が集中することが予想されますので、事務処理の都合上、ご到着から返送までに1ヶ月以上のお時間をいただく場合もございます。

※ご注意

- ①「払戻し申込書」の記載不備または記入された未使用の「旧すし券」の枚数と同封された現物の未使用の「旧すし券」に相違がある場合はご返送いたします。
再度お送りいただくまでの間に、お申出期間を過ぎた場合は、払戻しに応じ兼ねますので「払戻し申込書」のご記入には、十分ご注意ください。
- ②郵送上の事故につきましては、当組合では一切責任を負い兼ねます。
- ③取扱店の店頭での払戻しは一切いたしておりません。

(4) 払戻しができない場合

1. 「旧すし券」が使用済みの場合
2. 払い戻し対象でない「すし券 (有効期限の記載のある券)」の場合
3. 「旧すし券」が偽造または変造されている場合
4. 「旧すし券」が盗難された券である場合
5. 「旧すし券」が破損により証票番号の照合ができない場合
6. 「旧すし券」の3分の1以上が滅失している場合
7. その他「払戻し方法」に不備がある場合

(5) 期間外のお取り扱いについて

お申出期間内に、ご送付いただけなかった未使用の「旧すし券」につきましては、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

(6) 「払戻し手続」のお申出先(ご郵送先)

「旧すし券」に記載されている下記の発行元の組合へ簡易書留郵便でご郵送願います。

尚、「旧すし券」に記載されている発行元の住所が変更になっている場合がございますので、発行元の組合の住所は、下記の住所でご郵送願います。

<発行元>

北海道鮭商生活衛生同業組合 〒060-0061 札幌市中央区南1条西9丁目1-2	電話 011-261-2651
青森県すし業生活衛生同業組合 〒030-0812 青森市堤町2-16-11 理容会館1階	電話 017-776-6618

<発行元>

秋田県鮭商生活衛生同業組合 〒010-0877 秋田市千秋矢留町 1-19 環衛会館 5 階	電話 018-833-3474
岩手県すし業生活衛生同業組合 〒020-0023 盛岡市内丸 16-15 内丸ビル 407 号	電話 019-623-5388
宮城県寿司商生活衛生同業組合 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 1-8-17-2 階	電話 022-265-3814
福島県すし商生活衛生同業組合 〒960-8141 福島市渡利字山ノ下前 16-4	電話 024-523-1555
栃木県寿司商生活衛生同業組合 〒320-0861 宇都宮市西 2-2-26	電話 028-638-7339
茨城県すし商生活衛生同業組合 〒310-0004 水戸市青柳町 4566 公設市場内	電話 029-231-3043
群馬県鮭商生活衛生同業組合 〒371-0015 前橋市三河町 1-22-8	電話 027-224-2292
埼玉県鮭商生活衛生同業組合 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 4-4-17	電話 048-862-1644
千葉県すし商生活衛生同業組合 〒260-0013 千葉市中央区中央 3-5-7-604 号	電話 043-222-2723
東京都鮭商生活衛生同業組合 〒104-0045 東京都中央区築地 5-2-1 市場内	電話 03-3541-8337
神奈川県鮭商生活衛生同業組合 〒231-0065 横浜市中区宮川町 2-55 ルリエ横浜 301	電話 045-242-3345
新潟県すし商生活衛生同業組合 〒950-0908 新潟市中央区幸西 1-5-19	電話 025-246-3020
山梨県鮭商生活衛生同業組合 〒400-0862 甲府市朝気 1-5-10	電話 055-235-3747
長野県鮭商生活衛生同業組合 〒380-0833 長野市大字鶴賀権堂町 2336	電話 026-234-6555
富山県鮭商生活衛生同業組合 〒930-0042 富山市泉町 1-6-17	電話 076-491-3226
石川県鮭商生活衛生同業組合 〒920-0994 金沢市茨木町 40	電話 076-262-8610
福井県寿司商生活衛生同業組合 〒910-0802 福井市大和田町 1-1 中央市場	電話 0776-53-3040
静岡県鮭商生活衛生同業組合 〒420-0034 静岡市葵区常磐町 3-3-9 生衛会館 5F	電話 054-255-7148
愛知県すし商生活衛生同業組合 〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-15-15	電話 052-583-1183
三重県鮭業生活衛生同業組合 〒514-0033 津市丸之内 30-8(株)青色会館	電話 059-225-7756

<発行元>

岐阜県鮭商生活衛生同業組合 〒503-0886 大垣市郭町東 2-29 寿司幸本店 2 階	電話 0584-47-9356
滋賀県すし商生活衛生同業組合 〒520-0806 大津市打出浜 13-22 生活衛生会館内	電話 077-526-0360
京都府寿司生活衛生同業組合 〒602-0861 京都市上京区新烏丸通下切通上ル	電話 075-252-5448
大阪府鮭商生活衛生同業組合 〒550-0015 大阪市西区南堀江 1-12-19	電話 06-6538-3121
兵庫県鮭商生活衛生同業組合 〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-14-3	電話 078-331-3350
島根県すし商生活衛生同業組合 〒690-0842 松江市東本町 1-61	電話 0852-24-4729
広島県すし商生活衛生同業組合 〒730-0856 広島市中区河原町 1-26	電話 082-296-1751
山口県すし商生活衛生同業組合 〒751-0828 下関市幡生町 1-4-23	電話 083-251-6353
愛媛県すし商生活衛生同業組合 〒790-0811 松山市本町 7-2 愛媛県本町ビル 2 階	電話 089-926-5552
徳島県すし商生活衛生同業組合 〒770-0936 徳島市中央通 1 丁目 11 番地	電話 088-623-6106
福岡県すし商生活衛生同業組合 〒812-0044 福岡市博多区千代 1-2-4	電話 092-651-1199
長崎県鮭商生活衛生同業組合 〒850-0876 長崎市賑町 7-15 浦川ビル	電話 095-823-1311
熊本県鮭商生活衛生同業組合 〒862-0950 熊本市水前寺 4-20-10	電話 096-385-8710
大分県鮭商生活衛生同業組合 〒879-1506 大分県速見郡日出町 2543 番地の 1 幸喜屋内	電話 0977-72-2421
宮崎県すし商生活衛生同業組合 〒880-0802 宮崎市別府町 3-1 宮崎日赤会館1階	電話 0985-28-1003
鹿児島県すし商生活衛生同業組合 〒892-0835 鹿児島市城南町 37-4	電話 099-224-2136

(事務局) 全国すし商生活衛生同業組合連合会

〒104-0045 東京都中央区築地 5-2-1 市場内 TEL03-3541-8337

<http://www.sushi-all-japan.or.jp/>

